

内閣參甲第一五六号

昭和二十四年十二月二日

内閣總理大臣 吉 田 茂

參議院議長 佐 藤 尚 武 殿

參議院議員岡村文四郎君提出戸籍事務費全額國庫負担に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出戸籍事務費全額国庫負担に関する質問に対する答弁書

戸籍事務に要する経費については、昭和二十三年度において、戸籍法改正に伴う事務費の増嵩に因る増加経費の所要財源については、これを確保するよう措置してあるところであります。が、なあ、同事務の性質とこれに要する経費の地方費負担の実情に鑑みその合理的な解決を計るよう御趣旨の点を参考して、適切な措置を講ずるよう致したいと考えてあります。

なあ、全額国庫負担の問題に関しては、先般のシャウブ勧告の趣旨をも勘案の上なお研究を重ねたいと考えてあります。